第四年度（　年　月）～　年　月）		
第五年度（　年　月）～　年　月）		

（注）
1　投資元法人名、投資先法人名、投資額が異なる毎に番号を振り記載すること。
2　減資した場合も記載すること。
(2)　国内関係会社の資本金額に関する事項

発行済み株式数		株
1株当たりの払込金額		円

省　令

○財務省令第六十三号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日　　財務大臣　城島　正光

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二百四十六号を同条第二百四十八号とし、同条第百九十八号から第二百四十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百九十七号を同条第百九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十九　措置法第六十八条の六十三の三第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百九十六号を同条第百九十七号とし、同条第七十三号から第百九十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第七十二号の次に次の一号を加える。

七十三　措置法第六十一条第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

様式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の項の次に次のように加える。

認定研究開発事業法人等の課税の特例	第61条第1項	00353	法規別表十㈢「7」の欄の金額
連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例	第68条の63の3第1項	10346	法規別表十㈢「7」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例の項の次に次のように加える。

（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表十㈢の記載要領第一号中「提出する法人」を「提出する内国法人」に、「（平成23年法律第　号）」を「（平成24年法律第55号）」に改め、同第二号を削り、同第三号中「第36条の3第1項」を「第37条第1項」に改め、同号を同第二号とする。

（所得税法施行規則の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「（平成二十三年法律第　号）」を「（平成二十四年法律第五十五号）」に改める。

一　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第二十九号）附則第一条第四号

二　法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十号）附則第一条第二号

三　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第三十五号）附則第一条第六号

四　国税質問検査章規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第九十号）附則第一条第二号

附　則

この省令は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第三条第一項の規定に基づき、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年十月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　樽床　伸二
財務大臣　城島　正光
厚生労働大臣　三井　辨雄
農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針

この基本方針は、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の内容に関する事項並びに我が国事業者の特許発明、技術等の国外流出の防止その他特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に際し配慮すべき事項を定めるものである。

第一　特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1　特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進の意義

近年、アジア地域を始めとした世界各国は、グローバル規模で活躍する多国籍企業、いわゆるグローバル企業の誘致のため、税制面を始めとする各種支援措置の強化に取り組んでおり、グローバル企業を巡る世界的な誘致競争が激化している。こうした中、我が国においては、グローバル企業の新規立地が減少するとともに、我が国からの撤退が相次いでおり、かかる事態を放置すれば、アジア地域における国際的な経済活動の拠点としての地位を喪失することになる。

このような状況を克服するためには、グローバル企業が我が国に会社を設立して行う研究開発事業や統括事業を促進するための措置を講じることで、高度な専門知識や能力を持つ研究者や経営人材等を我が国に呼び込み、これによって新たな技術や経営ノウハウを獲得し、新たな事業の創出や就業機会の増大を図り、国民経済の健全な発展につなげていくことが重要である。